

内管漏えい検査 委託の手引き

2021年3月
東日本ガス株式会社

●はじめに 本書は、東日本ガス株式会社（以下「当社」）の内管漏えい検査業務の委託先となって、当社に代わり法定業務である「定期漏えい検査」を行うことを希望される企業・個人の方に、当社の委託に係る要件や手順等を記載した手引です。

都市ガスの設備（灯外内管・灯内内管を総称して内管）は、ガス事業法で規定する「ガス工作物」にあたります。ガス工作物に関しては、ガス事業法「第61条」に規定されるガス工作物の技術基準適合維持義務が一般ガス導管事業者に課せられている他、内管の漏えい検査についても「ガス工作物の技術上の基準を定める省令 第51条 第2項」の規定及び「ガス工作物技術基準・同解釈例の解説 第113条 第2項」に基づが定められており、一般ガス導管事業者はこれらの定めを全うする義務を負っています。そのため、一般ガス導管事業者である当社は、保安水準の確保等をするための委託要件を定め委託先を選定することで内管漏えい検査業務を自らの管理下におき、委託先を適正に指導しながら、お客様に安全、安心なガス設備を提供する仕組みとしております。

内管漏えい検査業務への新規参入を希望される企業の方々にあっては、この点を十分ご理解のうえ検討して下さい。

【備考】

ガス事業法（参考）2017年4月1日施行【第61条 第1項】一般ガス導管事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。【ガス工作物の技術上の基準を定める省令 第51条 第2項】道路に埋設されている導管からガス栓までに設置されている導管、ガスマーティー、メーターガス栓及びガス栓についての漏えい検査頻度を示したもの。

【ガス工作物技術基準・同解釈例の解説 第113条 第2項】上記の「省令 第51条第2項」に規定する漏えい検査の「適切な方法」について、その検査対象範囲に応じて示したものです。

目次

第一条	目的
第二条	内管漏えい検査の定義
第三条	委託認定要件
第四条	欠格要件
第五条	保安水準の確保
第六条	自主保安業務の実施
第七条	再委託への対応
第八条	委託の取り消し等
第九条	定期漏えい検査の対象範囲
第十条	定期漏えい検査の必要資格
第十一条	定期漏えい検査の業務実績
第十二条	定期漏えい検査の関与・統制・信頼性
第十三条	定期漏えい検査の継続的な体制確保
第十四条	定期漏えい検査の効率的な運用
第十五条	定期漏えい検査に必要な技能要件
第十六条	定期漏えい検査受託に関する手順・手続き
第十六条の二	受託相談
第十六条の三	受託申請手続き
第十六条の四	申請書類確認
第十六条の五	委託先選定
第十七条	委託手引きの開示
様式 1	内管漏えい検査確認申請書
様式 2	日本ガス協会内管検査員資格
様式 3	誓約書

(目的)

第一条 この手引きは、東日本ガス株式会社（以下、当社とする。）が内管漏えい検査を委託する際に、保安水準の確保及び業務の継続を確保するための委託要件を定め委託先がその要件を遵守することを目的とする。

(内管漏えい検査の定義)

第二条 この手引きの内管漏えい検査は、法定業務である定期漏えい検査のことを示す。

(委託認定要件)

第三条 当社の内管漏えい検査を委託する者は、次の各号を満たしていかなければならない。

1. 取引上生じる債権の保全に十分な担保能力を有すること。また、連帯保証人がいること。
2. 継続的に委託業務を実施する事業基盤を有すること。
3. 内管検査員・簡易ガス調査員等必要な資格を有する要員を一定数以上確保しており、業務に従事させること。
4. 当社の供給区域内での内管漏えい検査業務に支障を来たさない地域に事業所を有すること。
5. 内管漏えい検査業務に必要な装備を一定数以上保有しており、業務に用いることが可能なこと。

(欠格要件)

第四条 委託先は、次の各号に定める要件に該当している者であってはならない。

1. 委託の認定を取り消されてから2年を経過していない者。
2. 破産手続き開始の決定を受け復権を得ない者。
3. 精神の機能障害により当該業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者。
4. 反社会的勢力、若しくは反社会的勢力と非難されるべき関係がある者。
5. その他、当社が別途定める要件に該当する者。

(保安水準の確保)

第五条 当社の内管漏えい検査を委託する者は、次の各号を満たしていかなければならない。

1. 委託先は、保安水準を確保するための体制を当社の定める様式に従い、必要な項目を定期的に報告する。変更が必要な場合は、速やかにその内容を報告すること。
2. 委託先は、当社が定めた自主保安業務を実施すること。
3. 委託先は、当社が定めた保安品質、C S等の諸施策に協力すること。
4. 委託先は、当社が実施する内管漏えい検査の実施状況確認のための委託先の事業所監査を受けること。また、監査結果の指摘・改善事項等に対して、真摯に対応するよう努めること。
5. 委託先の経営者は、その受託する業務について、管理者・検査員へ保安に関する指示を行うこと、当社が実施する保安教育等へ業務従事者を参加させるなど、保安意識をもって管理を行うこと。
6. 委託先の管理者は、当社が実施する内管漏えい検査の抜き取り検査結果のフィードバックを受けた場合、その検査結果に基づき検査員に指導等を行うこと。
7. 委託先の管理者は、当社が定める内管漏えい検査の抜き取り検査要領等に基づき抜き取り検査を行い、検査員に指導等を行う。その検査結果は、当社へ報告すること。
8. 委託先の検査員は、当社の指定する講習を修了していること。

(自主保安業務の実施)

第六条 委託先は、当社が定める自主保安業務を実施しなければならない。

また、保安水準の観点から当社は、その要件を定め、状況に応じて、自主保安業務の追加・削除を行う。

(再委託への対応)

第七条 委託先が再委託をする場合、次の各号を満たしていかなければならない。

1. 委託先は、当社の指定した方法により承諾を得たうえで、再委託の手続きを行うこと。
2. 委託先は、当社と委託先との契約内容を、再委託先との契約内容に反映すること。
3. 委託先は、定期的に再委託先の管理状況（抜き取り検査結果や指導、監査

結果など) を必要に応じて当社へ報告すること。

4. 再委託先は、委託先との契約内容を遵守する誓約書は、委託先を通して当社へ提出をすること。

(委託の取り消し等)

第八条 当社は、委託先が次の各号に一に該当する場合、委託契約を取り消すことができる。

1. 当社は、委託先の業務遂行体制・能力等が保安水準の確保に適応しないと判断した場合、委託先に不正または不信な行為が認められた場合、委託先に対しその理由を明示して委託業務の範囲を制限・停止できるものとする。
2. 当社は、委託先が契約期間中に体制を確保できず、継続的に受託できなくなった場合、当該委託先に代わる担い手が見つかるまでの労務・費用等を当該委託先に求めることができるものとする。
3. 検査員の資格保有者に不正または不信な行為が認められた場合は、当社は、委託先の管理者を通じて検査員に対しその理由を明示し、資格停止または取り消しができるものとする。

(定期漏えい検査の対象範囲)

第九条 対象となる業務は以下の通りである。

1. ガス事業法第61条第1項に基づく内管漏えい検査。
2. その他前号の付帯業務。

(定期漏えい検査の必要資格)

第十条 当社の定める当該資格の認定を受けた者であって（一般社団法人）日本ガス協会の「内管検査員資格」を有している者であること。また、3年間に1回の資格更新が適切に行われていること。

(定期漏えい検査の業務実績)

第十二条 委託先は、次の各号を満たしていなければならない。

1. 委託先は、定期漏えい検査確認の実績（ともにLPガス除く）が4年以上なければならない。
2. 検査員は、定期漏えい検査確認の実績（ともにLPガス除く）が3ヶ月以上または、内管検査員資格を有する者に1ヶ月以上同行して業務の現場教育を受けなければならない。

(定期漏えい検査の関与・統制・信頼性)

第十二条 委託先は、次の各号のいずれかを満たしていかなければならない。

1. 当社の関係会社または当該関係会社との業務を受託されている会社であること。
2. 当社と長期的な取引があること。
3. 当社と関与・統制・信頼性を確保するための契約（協定）を締結し、法定周期を遵守すること。

(定期漏えい検査の継続的な体制確保)

第十三条 委託先は、次の各号を満たしていかなければならない。

1. 委託先は、業務体制、検査予測数、検査員の要員確保ができているか定期的に確認すること。当社は、必要に応じて報告を求めることができるものとする。
2. 委託先は、8年以上継続できる体制を構築すること。
3. 委託先は、継続的に業務を受託できなくなった場合は3年以上前に解約を申し入れること。
4. 委託先は、継続的に受託できなくなった場合、自らに代わる業務実施者が見つかるまでの労務・費用等を負担すること。

(定期漏えい検査の効率的な運用)

第十四条 委託先は、次の各号を満たしていかなければならない。

1. 委託先は、当社が運用している面的などによる確実かつ効率的な周期管理、検査巡回を行うこと。
2. 委託先は、需要家の開栓・閉栓状況に関わらず、委託契約期間中は、当社が定めた方法により法定周期を管理すること。
3. 委託先は、当社が指定するシステムやモバイル端末などを用いて、検査業務を管理すること。

(その他 定期漏えい検査に必要な技能要件)

第十五条 委託先は、次の各号を満たしていかなければならない。

1. 委託先は、内管図面により配管系統を確認し、検査範囲を適切に把握できること。
2. 委託先は、定期漏えい検査時に特殊設備（ガス遮断装置など）の作動確認

ができること。

(定期漏えい検査受託に関する手順・手続き)

第十六条 委託先は、次の各号を満たしていなければならない。

(受託相談)

第十六条の二 当社は、受託希望者から相談窓口に確認・相談があった場合は、委託先選定時期や委託要件、受託申請手続きに関して説明する。

(受託申請手続き)

第十六条の三 受託希望者は、受託申請書類（様式1）に必要事項を記載し、当社が指定する窓口に提出する。

(申請書類確認)

第十六条の四 当社は、受託希望者から提出された受託申請書類（様式1）の内容をチェックし、委託要件を満たしているか確認する。

(委託先選定)

第十六条の五 当社は、保安水準の確保および法定周期遵守の観点から受託希望者に対する審査基準に基づき審査を行い、委託先を選定する。

【定量基準】 認定要件・必要資格・業務実績（代替となる講習の受講）、継続的な体制の確保など

【定性基準】 保安水準の確保（企業、経営者の保安意識など）、関与・統制・信頼性など

(委託手引きの開示)

第十七条 当社は、本書「内管漏えい検査委託の手引き」の概要や問い合わせ窓口を以下とする。

東日本ガス株式会社 供給保安部保安課

電 話 0297-72-3167

FAX 0297-73-2160

H P <http://www.hngas.co.jp>

1. 当社は、本書「内管漏えい検査委託の手引き」をホームページまたは、管轄事業所に開示します。

附 則

この手引きは、2021年3月5日から実施する。

制 定 2021年2月15日

様式 1 (申請書類)

定期漏えい検査確認申請書

令和 年 月 日

東日本ガス株式会社 御中

申 請 者

住 所

名 称

代表者名

印

委託先として本業務関わる、貴社の定める「内管検査委託」承認を申請します。

1. 商号又は名称	
2. 代表者氏名	
3. 設立年月日	
4. 本社又は本店所在地	
電話番号	
FAX番号	
担当部署	
担当者氏名	
Eメールアドレス	
5. 資本金	
6. 従業員数(内社員数)	
7. 事業所数	
8. 業務内容	
9. 保有資格者数 (内社員数)	(一社)日本ガス協会 内管検査員 名() ※3年毎の資格更新が適切に行われている資格者数
10. 受託に必要な業務実績 ・事業所の業務実績 ・検査員の業務実績	
11. 当社との業務実績	

備 考 1. 法人あっては主たる事業所の登記簿抄本を添付すること。

2. 日本ガス協会内管検査員の資格証の写しを添付すること。

3. 様式 2 に検査員全てを記載して提出すること。

樣式2（申請書類）

日本ガス協会内管検査員資格

令和 年 月 日現在

様式3（申請書類）

誓 約 書

定期漏えい検査確認申請者及びその役員並びに従業者は、貴社の定める内管漏えい検査委託手引き、第四条（欠格要件）のいずれも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申 請 者

住 所

名 称

代表者名

(印)

東日本ガス株式会社
代表取締役社長 村松 俊二 殿